

10

第10章

運営・体制

10.1 運営・体制の方向性

10.2 運営・体制の方法

第10章 運営・体制

10.1 運営・体制の方向性

滝山城跡は、文化財保護法第172条の規定に基づく管理団体は指定されていない。管理団体が指定されていないため、同法第119条の規定に基づき、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものと定められている。今後、史跡の保存・管理、活用及び整備を効果的かつ計画的に実施していくために、運営体制の整備強化と、関係機関との連携の強化に取り組む。また、保存・管理、活用及び整備について、事業に必要な財源の確保に努めるとともに、経常的に発生する維持管理費を拡充していく。

保存・管理、活用及び整備を進めるにあたっては、文化庁や外部の専門家・学識経験者等の指導・助言を受けながら進めることが重要である。また、将来にわたって適切な史跡の保存・管理、活用及び整備を継続的に行っていくためには、行政側の体制整備だけでは十分とは言えず、より広く市民と協働できる体制づくりを進める必要がある。

このような方向性に基づき、今後、滝山城跡の保存・管理、活用及び整備を確実に推進していくため、運営及び体制整備の具体的な方法は次のとおりとする。

10.2 運営・体制の方法

(1) 運営体制強化と関係機関との連携強化

滝山城跡の管理体制は、第5章の現状と課題で述べたように、東京都建設局、環境局、教育庁、指定管理者、八王子市関係各課、地元団体・NPO等が、各々の所管する分野ごとに分担して管理する体制となっている。そのため、今までは関係機関間で日常管理の対象範囲や方法、緊急時（災害時）対応についての情報共有が不十分であったり、史跡の保存・管理、活用及び整備の基本的考え方や方法の不一致が少なからず発生していた。今後は、本計画を滝山城跡に関係する全ての機関の共通認識とし、計画を実現するための運営体制、連携を強化していく。

体制強化・連携強化のために、関係者による連絡調整の場を設ける等、関係者間において滝山城跡における課題や成果などの情報共有を行う。本計画を早期に実行するため、関係者間で連携を図りながら課題解決を図っていく。

(2) 専門家・学識経験者、行政オブザーバー等の指導、助言

当保存活用計画に基づく保存・管理、活用等にかかる事業の実施にあたり、適宜専門家・学識経験者へのヒアリングの実施や、文化財担当部局等の指導・助言のもと、効果的かつ円滑な事業の実施に努める。

(3) 史跡の保存・活用に関する各種団体や民間事業者との協働

滝山城跡の保存・活用については、現状は地元団体やNPOが草刈りや旧滝山荘の維持管理作業や、ガイドウォーク、滝山城跡桜まつり等のイベントへの協力を行っている。今後も滝山城跡の本質的価値について、ガイドウォーク等イベントの機会を捉え、市民の理解が得られるよう、地元団体やNPOとの連携を強化する。

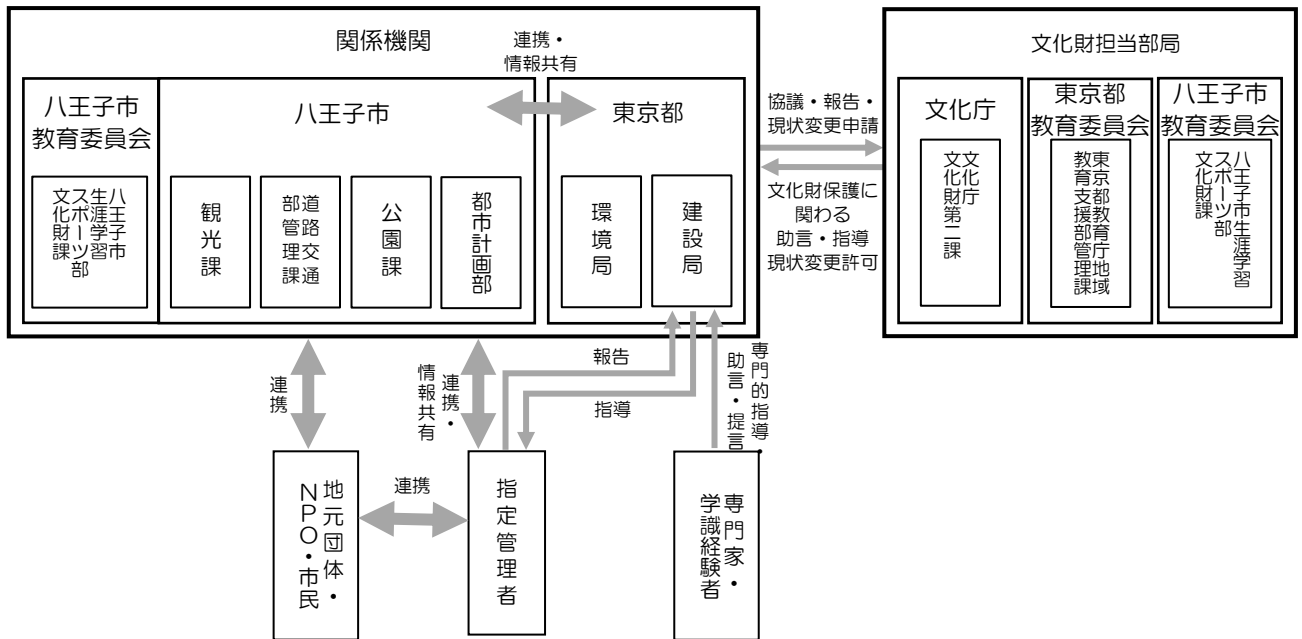
また、都立滝山公園は、指定管理者制度を導入している。民間事業者の経営能力や技術的能力を最大限に活用することにより、管理コストの縮減や多様なニーズに対応した史跡の活用・整備が実現できるなどの効果が期待できることから、今後とも、適正な指定管理者制度の運用に努める。

(4) 公園区域外の運営体制の構築

公園区域外の私有地においては、第5章の現況の体制表（2/2）に記すように、文化財等が毀損された際の確認、調査は八王子市文化財課にて実施しており、今後もこの体制を継続する。文化財保護法等の各種法律によって、史跡の保護は既に担保されているが、公有地化を図ることで、史跡が将来にわたり保護されていく可能性が更に高まることから、公園区域外についても、公有地化に向けた検討を進めていく。公園区域外の公有地化については、文化庁からの補助金制度の活用、都市計画範囲の見直し等いくつかの方法が考えられるが、今後文化財担当部局の関係機関と調整の上、公有地化の手法について検討していく。

(5) 運営体制

① 運営体制図



② 運営体制表（基本的立場）

関係機関		基本的立場
東京都	建設局 (指定管理者含む)	史跡範囲内の都有地においては、保存活用計画に沿って、保存・管理、活用、整備を推進する。都市計画公園区域内の八王子市所有地においては、保存活用計画に基づき、市と連携を図る。
	環境局	環境局所管施設の自然公園等施設については、保存活用計画に沿って、保存・管理、活用、整備を推進する。
東京都教育委員会	東京都教育庁地域教育支援部管理課	文化財保護の監督機関の立場とする。
八王子市教育委員会	八王子市生涯学習スポーツ部文化財課	文化財保護（毀損・破損・現状変更の確認等）、文化財保護に関わる助言・指導を行う。 八王子市文化財課所有地においては、保存活用計画に沿って、保存・管理、活用、整備等を推進する。 民地で文化財包蔵地が崩落した等の緊急時に調査を行う。
八王子市	観光課	都及び地元団体等と連携し、保存活用計画に沿って、文化財価値の周知等の活用を推進する。 八王子市観光課所有地においては、保存活用計画に沿って、保存・管理、整備を推進する。
	道路交通部管理課	法定外道路について、保存活用計画に配慮し、保存・管理を行う。
	公園課	八王子市公園課所有地においては、保存活用計画に沿って、保存・管理、活用、整備を推進する。
	都市計画部	都と連携し、都市計画公園区域外の公有地化等の課題へ対応する。
文化庁		法律に基づく文化財保護の観点から監修・指導の立場とする。
地元団体・NPO		都、市等と連携し、保存活用計画に沿って、史跡保護と継承の活動を推進する。
専門家・学識経験者		適宜、文化財の専門的な立場から指導・助言・提言を行う。

③ 運営体制表（保存・管理、活用、整備）

◎は実施主体、○は実施主体と連携等

	東京都		東京都教育委員会	八王子市教育委員会	八王子市			
	建設局	環境局	教育庁地域教育支援部管理課	生涯学習スポーツ部文化財課	観光課	道路交通部管理課	公園課	都市計画部
保存・管理								
日常的な維持管理（都有地）	◎	◎ 所管自然公園等施設	-	-	-	-	-	-
日常的な維持管理（八王子市所有地）	-	-	-	-	◎ 中の丸	◎ 法定外道路等	◎ 公園課所有地（樹林地）	-
破損・毀損箇所の把握と修復（都有地）	◎	◎ 所管自然公園等施設	○ 助言・指導	○ 助言・指導	-	-	-	-
破損・毀損箇所の把握と修復（八王子市所有地）	-	-	-	◎	-	-	-	-
民有地における史跡の毀損等の確認・調査	-	-	○	◎	-	-	-	-
工作物等の修理（都有地）	◎	◎ 所管自然公園等施設	-	-	-	-	-	-
工作物等の修理（八王子市所有地）	-	-	-	◎	-	◎ 法定外道路等	-	-
現状変更等の厳密な運用	◎	◎	◎ 許可	◎ 許可	◎	◎	◎ 公園課所有地（樹林地）	-
公有地化の検討	○	-	○	○	-	-	-	○
活用								
魅力向上と情報発信（解説版の増強）	◎	-	-	○ 都と連携	○ 都と連携	-	-	-
魅力向上と情報発信（広報誌・Webサイト等）	◎	-	-	-	○ 都と連携	-	-	-

観光資源としての活用 (広報・ARアプリ強化)	◎	-	-	-	◎ 都と連携	-	-	-
観光資源としての活用 (団体受け入れ)	◎	-	-	-	○ 都と連携	-	-	-
地域振興の場としての活用	○	-	-	-	◎	-	-	-
学校教育・生涯学習との連携	◎	-	-	-	◎	-	-	-
整備								
保存・活用のための整備 (都用地)	◎	◎ 所管自然 公園等施 設	○ 助言・ 指導	○ 助言・ 指導	-	-	-	-
保存・活用のための整備 (八王子市所有地)	-	-	○ 助言・ 指導	○ 助言・ 指導	◎ 中の丸	-	◎ 公園課所 有地(樹 林地)	-